

阪神水道企業団指名停止基準要綱

決 定	平成10年3月27日
一部改正	平成13年12月3日
	平成19年4月1日
	平成23年11月29日
	平成30年5月16日
	令和6年12月5日

(目的)

第1条 この要綱は、阪神水道企業団(以下「企業団」という。)における指名業者の選定を適切にし、もって契約事務の厳正かつ円滑な執行を確保するため、阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)第22条の認定を受けた者(以下「入札参加資格者」という。)の指名停止に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 企業長は、入札参加資格者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、指名競争入札参加者選定審査会の議を経て別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 指名停止の対象とする事案は、企業団における当該業務担当職員又は公的機関からの通知によるもののほか、原則として主要報道機関により報道された記事によるものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 企業長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 企業長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

3 企業長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

(指名停止期間等)

第4条 指名停止期間は、当該措置要件に該当する事実を知り得た日又はその事実を確認した日のいずれか早い日から起算する。

2 入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

3 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とすることができる。ただし、2年を限度とする。

- (1) 別表第1各号、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。
 - (2) 別表第3第1号の措置要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同一の措置要件に該当することとなったとき。
 - (3) 別表第3第2号又は第3号の措置要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 4 企業長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の理由があるときは、指名競争入札参加者選定審査会の議を経て、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。
 - 5 企業長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、指名競争入札参加者選定審査会の議を経て、別表各号及び第2項の規定による指名停止の期間を2倍まで延長することができる。ただし、2年を限度とする。
 - 6 企業長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、指名競争入札参加者選定審査会の議を経て2分の1又は2倍に当該指名停止期間を変更することができる。ただし、通算して2年を限度とする。
 - 7 企業長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該入札参加資格者についての指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 企業長は、別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者又はその使用人（以下「入札参加資格者等」という。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合（第4条第3項の規定に該当する場合を除く。）の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は企業団職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第3第2項第1号アに該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
- (2) 別表第3第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は審決において、首謀者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
- (3) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになっ

た場合で、当該関与行為に関し、別表第3第2項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由（注9）があるとき（前2号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。

(4) 企業団職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は他の公共団体等の職員がこれらの容疑により逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第3第3項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由（注9）があるときは、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間とする。

2 企業長は、別表第3第2項に該当する入札参加資格者等について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

（指名停止の通知）

第6条 企業長は、指名停止を行い、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 企業長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置の報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第8条 指名停止の期間中の入札参加資格者が企業団発注に係る建設工事等を下請することを承認してはならない。

（指名停止を行わない場合の措置）

第9条 企業長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、企業長は、指名競争入札参加者選定審査会の議を経て措置を決定する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

（要綱の廃止）

2 阪神水道企業団建設工事等指名停止要綱（昭和55年10月1日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、改正前の阪神水道企業団建設工事等指名停止要綱に基づき指名停止を受けている入札参加資格者は、この要綱の規定にかかわらず、改正前の阪神水道企業団建設工事等指名停止要綱の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年12月3日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月29日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月5日より施行する。

別表第1（地方自治法施行令第167条の11第1項に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
<p>1 故意による粗雑な契約の履行</p> <p>企業団の契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした次に掲げる者。</p> <p>(1) 設計図書に基づかないで悪質な材料を故意に使用した者。</p> <p>(2) 工事用材料の調合を故意に粗雑にしたと認められる者。</p> <p>(3) 工事現場に搬入した検査済材料を許可なく故意に変更し使用した者。</p> <p>(4) 発注したものの数量若しくは品質を不正に変更した者。</p> <p>(5) 工事又は製造について著しく不正のあった者。</p> <p>(6) その他これらに類する行為をした者。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1ヶ月以上2年以内</p>
<p>2 公正な入札の妨害等</p> <p>企業団の競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した次に掲げる者。</p> <p>(1) 偽計若しくは威力をもって入札の公正な執行を妨げ、起訴された者。</p> <p>(2) 競争入札において、公正な価格の成立を害し、起訴された者。</p> <p>(3) 競争入札において、不正の利益を得る目的をもって連合し、起訴された者。</p> <p>(4) その他これらに類する行為をした者。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1年以上2年以内</p>
<p>3 契約締結等の妨害</p> <p>企業団における競争入札の落札者が契約を締結すること又は企業団の契約者が契約を履行することを妨げた次に掲げる者。</p> <p>(1) 落札者が契約書を作成することを妨げた者。</p> <p>(2) 落札者が契約保証金を納付することを妨げた者。</p> <p>(3) 地域的な理由等で威力をもって契約者の工事着手を妨げた者</p> <p>(4) 正当な理由なく、工事箇所への進入道路その他敷地の使用等について工事の執行を妨げた者。</p> <p>(5) その他これらに類する行為をした者。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1年6ヶ月以上2年以内</p>
<p>4 監督及び検査の実施の妨害</p> <p>企業団の契約の履行確保のため監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1年6ヶ月以上2年以内</p>

<p>を妨げた次に掲げる者。</p> <p>(1) 監督員又は検査員に対し、脅迫をもって職務の執行を妨げた者。</p> <p>(2) 監督員又は検査員に対し、暴行を加え職務の執行を妨げた者。</p> <p>(3) その他これらに類する行為をした者。</p> <p>5 契約不履行</p> <p>正当な理由がなく、企業団の契約を履行しなかった次に掲げる者。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだ者。</p> <p>(2) 契約書の規定に基づき、契約を解除された者。</p> <p>6 その他</p> <p>前各項の一に該当する事実があった後それぞれの停止期間を経過しない者を企業団の契約に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>6ヶ月以上1年6ヶ月以内</p> <p>第1号から第5号にて認定した期間の残期間</p>
---	---

別表第2（事故等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載</p> <p>企業団の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>6ヶ月</p>
<p>2 過失による粗雑な契約の履行</p> <p>企業団の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>(1) 会計検査院又は企業団監査委員に文書指摘されたとき。</p> <p>(2) 会計検査院に指摘されて国会報告されたとき、又は企業団監査委員に指摘されて企業団議会にて報告されたとき。</p> <p>(3) 企業団契約の履行に当たり、工事成績が不良なとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>3ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>1～3ヶ月</p>
<p>3 契約違反</p> <p>前項に掲げる場合のほか、企業団の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行遅延があったとき。</p> <p>ア 2ヶ月以上</p> <p>イ 1ヶ月以上2ヶ月未満</p> <p>ウ 1ヶ月未満</p> <p>(2) 履行管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>ア 公害及び危険防止対策が不良のとき。</p> <p>イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>3ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>1ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>1ヶ月</p>
<p>4 公衆損害事故</p>	

<p>契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものは除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせ、又は火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 企業団契約</p> <p>イ 構成団体内発生（注1）</p> <p>ウ 近畿府県内発生（注2）</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 企業団契約</p> <p>イ 構成団体内発生</p> <p>ウ 近畿府県内発生</p>	<p>認定をした日から</p> <p>6ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>3ヶ月</p> <p>2ヶ月</p> <p>1ヶ月</p>
<p>5 履行関係者事故</p> <p>契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を出したとき。</p> <p>ア 企業団契約</p> <p>イ 構成団体内発生</p> <p>ウ 近畿府県内発生</p> <p>(2) 重傷者（注3）を出したとき。</p> <p>ア 企業団契約</p> <p>イ 構成団体内発生</p>	<p>認定をした日から</p> <p>2ヶ月</p> <p>1ヶ月</p> <p>1ヶ月</p> <p>1ヶ月</p> <p>1ヶ月</p>

別表第3（不法行為等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈 賄</p> <p>入札参加資格者が公共機関（注4）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 企業団職員に対するもの。</p> <p>イ 構成団体職員に対するもの。</p> <p>ウ 近畿府県内職員に対するもの。</p> <p>エ 近畿府県外職員に対するもの。</p>	<p>事実を知った日から</p> <p>24ヶ月</p> <p>18ヶ月</p> <p>12ヶ月</p> <p>12ヶ月</p>
<p>2 独占禁止法違反行為</p> <p>業務に関し、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から排除措置命令、又は課徴金納付命令があったとき。</p> <p>ア 企業団契約</p> <p>イ 構成団体内発生</p>	<p>認定をした日から</p> <p>12ヶ月</p> <p>8ヶ月</p>

ウ 近畿府県内発生	4ヶ月
エ 近畿府県外発生	4ヶ月
(2) 公正取引委員会から刑事告発があったとき。	
ア 企業団契約	24ヶ月
イ 構成団体内発生	18ヶ月
ウ 近畿府県内発生	9ヶ月
エ 近畿府県外発生	9ヶ月
3 談合等	
入札参加資格者等が、談合罪又は競争入札妨害罪の容疑で逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	事実を知った日から
ア 企業団契約	24ヶ月
イ 構成団体内公共契約	18ヶ月
ウ 近畿府県内公共契約	9ヶ月
エ 近畿府県外公共契約	9ヶ月
4 補助金の不正受給を目的とした不正行為	
業務に関し、入札参加資格者が補助金等（注5）の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 企業団契約	12ヶ月
イ 構成団体内公共契約	9ヶ月
ウ 近畿府県内公共契約	6ヶ月
エ 近畿府県外公共契約	3ヶ月
5 暴力団関係	
入札参加資格者に関し、警察より次の通報があったとき。	
(1) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む。）しているとき。	認定をした日から 24ヶ月
(2) 個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。	認定をした日から 24ヶ月
(3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（注6）として使用し、又は代理人として選任しているとき。	認定をした日から 24ヶ月
(4) 自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。	認定をした日から 24ヶ月
(5) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が、暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。	認定をした日から 12ヶ月
(6) 暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。	認定をした日から 12ヶ月
(7) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。	認定をした日から
6 建設業法違反行為	12ヶ月
建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相	

手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 入札参加資格者等が、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 企業団発注に係る建設工事に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9ヶ月
イ 構成団体内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	8ヶ月
ウ 近畿府県内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6ヶ月
エ 近畿府県外の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3ヶ月
(2) 入札参加資格者等が、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	
ア 企業団発注に係る建設工事に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	6ヶ月
イ 構成団体内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	5ヶ月
ウ 近畿府県内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	3ヶ月
エ 近畿府県外の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	3ヶ月
(3) 入札参加資格者等が、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。	
ア 企業団発注に係る建設工事に関し、指示処分を受けたとき。	3ヶ月
イ 構成団体内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	2ヶ月
ウ 近畿府県内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	1ヶ月
エ 近畿府県外の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	1ヶ月
7 不正又は不誠実な行為	
別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関して入札参加資格者が不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	認定をした日から
(1) 暴力行為を行い逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が該当するとき。	
(7) 企業団契約	9ヶ月
(イ) 構成団体内発生	8ヶ月
(ウ) 近畿府県内発生	6ヶ月
(エ) 近畿府県外発生	3ヶ月
イ その他の使用人が該当するとき。	
(7) 企業団契約	6ヶ月
(イ) 構成団体内発生	5ヶ月
(ウ) 近畿府県内発生	3ヶ月

(2) 業務関連法令、労働者使用関連法令及び環境保全関連法令（注7）に重大な違反（注8）をしたとき。	
ア 企業団契約	3ヶ月
イ 構成団体内発生	2ヶ月
ウ 近畿府県内発生	1ヶ月
エ 近畿府県外発生	1ヶ月
(3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 構成団体内発生	2ヶ月
イ 近畿府県内発生	1ヶ月
(4) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3ヶ月
(5) 企業団の入札参加に際し	
ア 指名競争入札に正当な理由なく欠席したとき。	1ヶ月
イ 競争入札に関して担当職員の指示に従わなかったとき。	1ヶ月
8 その他	
(1) 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。	事実を知った日から 3ヶ月
(2) 金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで12ヶ月以内
(3) その他企業長が指名競争入札参加者選定審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。	取引再開まで12ヶ月以内

別紙)

(注1) 構成団体とは、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市及び宝塚市をいう。
(注2) 近畿府県内とは、兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県を指す。
(注3) 重傷者とは、治療30日以上の傷害をいう。
(注4) 公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社及び公団等）
(注5) 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定されるもの又は地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。
(注6) 相当の責任のある地位とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
(注7) 業務関連法令とは、建築基準法等をいう。 労働者使用関連法令とは、労働基準法、労働安全衛生法等をいう。 環境保全関連法令とは、産業廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等をいう。
(注8) 重大な違反とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合をいう
(注9) 悪質な事由とは、当該発注者に対して入札参加資格者等が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。